

横芝光町農業集落排水事業 経営戦略

(令和3年度～12年度)

令和3年3月
横芝光町産業課

横芝光町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 横芝光町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	木戸台地区(平成12年度) 中台地区(平成16年度)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適用 (令和6年4月1日(一部適用予定))
処理区域内人口密度	17.56人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	2処理区(木戸台・中台)		
処 理 場 数	2処理場(木戸台クリーンセンター・中台クリーンセンター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料金と人数割額により算定しており、人数については住民基本台帳による人数を基に算定している。 【使用料】(月額税別) 基本料金2,000円 人数割額:1人あたり500円						
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般世帯以外は人数割額ではなく従量制となっており、水道の使用水量に応じた料金となる。 【使用料】(月額税別) 基本料金2,000円 従量料金:1m ³ あたり150円						
その他の使用料体系の 概要・考え方	-						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,780	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成29年度	2,753	円
	平成30年度	3,780	円		平成30年度	2,845	円
	令和元年度	3,850	円		令和元年度	2,853	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。(3人世帯で算定)

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	2名(予算決算、各種契約、使用料徴収、施設管理・修繕業務等)
事業運営組織	農業集落排水事業特別会計を設置し、産業課農地整備班において農業集落排水事業を運営している。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	電気保安業務、施設維持管理業務、汚泥資源化業務、施設警備業務等を専門的な知見を持つ業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続し、事業運営を続けていく予定であるため、指定管理者制度については未検討である。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続し、事業運営を続けていく予定であるため、PPP・PFIについては未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	-
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	-

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

令和元年度に策定・公表した「経営比較分析表」を添付しています。

2. 経営の基本方針

横芝光町農業集落排水事業は平成12年度に木戸台地区、平成16年度に中台地区において共用開始した。定期的に汚水処理機器のオーバーホールを行うなど、長寿命化に資する維持管理を行ってきたが、供用開始後20年近く経過する地区もあり老朽化が目立ってきたことから平成29年度に機能診断の実施と最適整備構想を策定し、計画的に施設の長寿命化を図っていくこととした。

一方、横芝光町全体、農業集落排水共用地区共に人口減少が続いており、そのことに伴う使用料収入の減少傾向が顕著となっている。使用料収入の減少に伴い一般会計からの繰入金が増加傾向にあり、町財政を圧迫していくことが予想される。このことから、経費の削減を行うとともに接続率の向上を図り使用料収入を確保しなければならない。

また、総務省から要請のある地方公営企業の適用を令和6年4月に予定しており、「財政内容・状況の明確化、透明化」と「経営の効率化、健全化」を目指すとともに農業集落排水施設の適切な維持管理、安定したサービスの提供に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・投資の目標に関する事項
横芝光町の農業集落排水事業は、全ての地区で整備が完了しているため、新規整備にかかる建設改良費は計上しない。最適整備構想に基づき、処理施設、管路施設、ポンプ施設等改修予定。

・広域化・共同化・最適化に関する事項
現時点では広域化・共同化等は行わず、既存施設の維持管理及び修繕を見込むものとする。

・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)
現在の委託を継続していくとともに、さらなる効率的な運営を検討していく。

② 収支計画のうち財源についての説明

<p>・財源の目標に関する事項 設備の更新費が高額になるのが予想されるが、できるだけ平準化し改修できるよう計画的に実施していく。</p> <p>・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項 現在の使用料は共用開始時から改定していない。 事業開始時より接続率の向上の促進を図ってきたが、引き続き接続率の向上に努めることとし、使用料改定については定期的な見直しが必要と考えるが、現計画では使用料改定の時期は未定であるため反映させていない。</p>

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) 汚泥処理、施設維持管理等について民間業者へ引き続き委託する。</p> <p>・職員給与費に関する事項 過去の平均値にて算出する。今後も業務の効率化を図り、人件費の削減に努める。</p> <p>・修繕費に関する事項 更新時期を迎え修繕費の増額が見込まれる。最適整備構想を基に適正な時期に更新をしていく。</p>
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	他市町村処理施設との共同化について検討する。
投資の平準化に関する事項	-
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	-
その他の取組	-

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	事業の運営について一般会計からの繰入金に頼っているところである。 農業集落排水施設使用料の料金見直しについて、検討する必要があると考える。
資産活用による収入増加の取組について	-
その他の取組	-

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	-
職員給与費に関する事項	町民サービスの向上と人件費のバランスを考慮しつつ、最小限の人員でサービスの提供が行えるよう、適切な人員管理を継続していく。
動力費に関する事項	新電力の活用や、機器の更新の際に高効率・省電力型の機器を検討し、動力費の削減に取り組む。
薬品費に関する事項	-
修繕費に関する事項	最適整備構想に基づきより効率的な改修計画を策定し実施していく。

委託費に関する事項	-
その他の取組	-

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	地方公営企業法の適用後、全ての項目について見直すとともに、経営戦略の更新が必要と考える。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
積立金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,240	1,500	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
前年度繰上充用金 (M)												
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	1,508	1,443	1,935	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実質収支黒字 (P)	1,508	1,742	1,935	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
(N)-(O) 赤字 (Q)												
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	101.8	100.7	99.4	101.2	101.1	101.1	101.1	100.9	101.0	100.6	100.6	100.7
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	8,868	8,537	8,530	8,523	8,516	8,509	8,502	8,495	8,488	8,481	8,474	8,467
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地方債残高 (X)	341,872	312,935	283,445	253,391	222,763	191,548	159,735	127,606	96,683	68,732	46,228	23,842

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 〔見込〕	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分	47,642	44,860	44,116	44,447	45,712	46,978	47,952	47,518	45,243	40,806	41,548	31,606
うち基準内繰入金	34,940	34,934	34,928	34,922	34,915	34,909	34,611	32,905	29,358	23,649	23,119	11,905
うち基準外繰入金	12,702	9,926	9,188	9,525	10,797	12,069	13,341	14,613	15,885	17,157	18,429	19,701
資本的収支分	293	299	304	311	317	323	330	226	231			
うち基準内繰入金	293	299	304	311	317	323	330	226	231			
うち基準外繰入金												
合 計	47,935	45,159	44,420	44,758	46,029	47,301	48,282	47,744	45,474	40,806	41,548	31,606

経営比較分析表（令和元年度決算）

千葉県 横芝光町

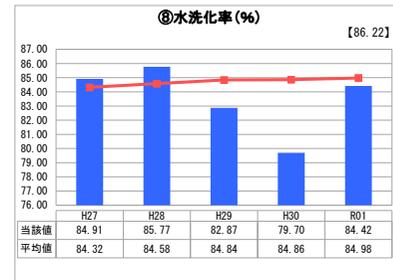
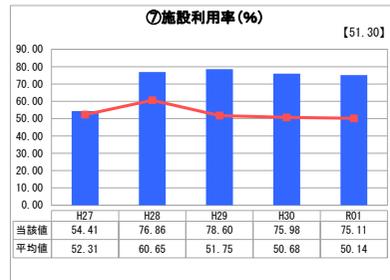
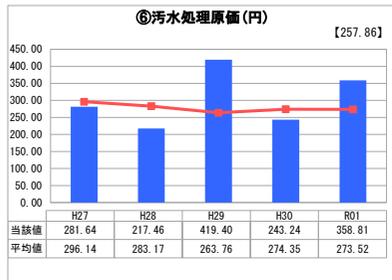
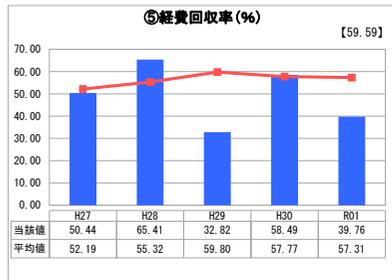
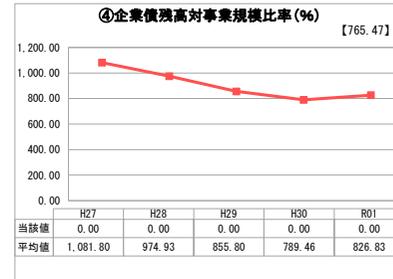
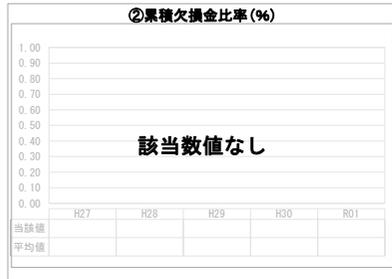
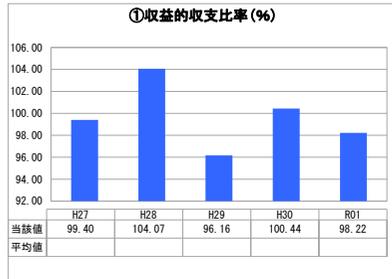
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	2.87	100.00	3,850

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
23,587	67.01	351.99
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
674	0.39	1,728.21

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率は、令和元年度は98.22%で100%を下回った。要因は、台風被害対応による維持管理費(委託料・修繕料)の増によるものである。

④企業債残高対事業規模比率は、H27からR01まで0.00%となっているが、これは、一般会計からの繰入金で賄っているためである。

⑤経費回収率は、台風被害対応による維持管理費(委託料・修繕料)の増により、減少した。

⑥汚水処理原価は、台風被害対応による維持管理費(委託料・修繕料)の増により増加した。

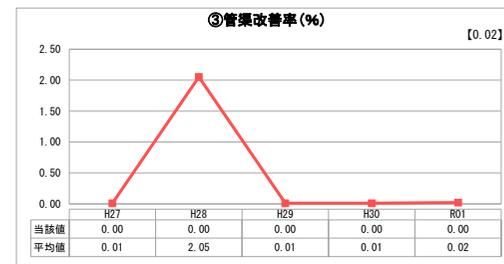
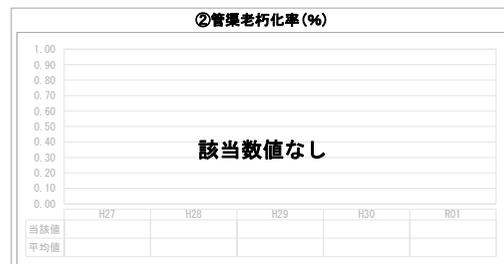
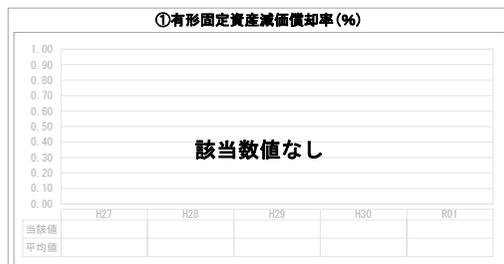
⑦施設利用率は、類似団体に比べ高い稼働率であり、適正に稼働している。

⑧水洗化率は、類似団対と比べ下回った。地区全体の人口が減少している状況だが、更なる接続増加に取り組み必要がある。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率は、H27からR01まで0.00%である。これは改善を要する管渠がなかったため。しかしながら今後管渠の老朽化が進み、更新が必要となることから、H29に実施した機能診断・最適整備構想に基づき、中長期的な事業計画を策定し、健全な経営を図る。

2. 老朽化の状況



全体総括

直接の維持管理費については、概ね使用料で賄うことができるが、人件費、公債費を含めると財源不足となるため、一般会計からの負担を必要としている。また、令和3年度から予定している公営企業会計法適用移行業務委託に係る、地方債償還金が発生する見込みである。

今後、施設・設備等の老朽化が進んでいくことから、H29に実施した機能診断・最適整備構想に基づき、中長期的な事業計画を策定し、健全な経営を図る。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。